

## 専決処分の承認について (青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)

### 1 専決処分について

- 「令和 8 年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和 8 年 3 月 31 日に成立、公布された。
- 今回の改正では、令和 8 年 4 月 1 日に施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、軽自動車税環境性能割に係る規定を改正するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分により「青森市市税条例の一部を改正する条例」を制定したものである。

### 2 専決処分による改正項目について

#### 軽自動車税の環境性能割の廃止

(施行期日：令和 8 年 4 月 1 日)

新車・中古車を問わず軽自動車の取得者に対し、その取得価額に燃費基準達成度に応じた税率により課税（取得価額の 0%～2%）している環境性能割を廃止する。

- 軽自動車税の環境性能割を令和 8 年 3 月 31 日に廃止するほか、所要の改正を行うもの。
- なお、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を国が検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

(令和 8 年度分の減収分（見込額：76,198 千円）については、全額、地方特例交付金で手当される)